

令和7年度米国における観光プロモーション業務 委託仕様書（案）

本仕様書は、長野県知事 阿部 守一（以下「委託者」という。）が行う、令和7年度米国における観光プロモーション業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 目的

米国2都市（カリフォルニア州ロサンゼルス及びハワイ州ホノルル）からの長野県への訪日旅行商品の造成促進を目的に、現地旅行会社を対象とした観光セミナー・商談会及びセールスコールを実施する。

2 履行期間

契約日から令和8年3月6日（金）まで

3 委託上限額

11,154,000 円（税込）

4 実施概要

下記に記載する内容を実施すること。詳細な業務内容は表以下参照。

日程	時間	実施地域	内容
10月28日（火）	10:00～16:00 頃	ロサンゼルス	セールスコール
10月29日（水）	10:00～14:00 頃	ロサンゼルス	観光セミナー・商談会
	14:30～15:30 頃		現地機関との意見交換
	15:00～16:00 頃		現地メディア取材
10月30日（木）	14:00～16:00 頃	ホノルル	セールスコール
10月31日（金）	10:00～14:00 頃	ホノルル	観光セミナー・商談会
	14:00～14:30 頃		現地機関との意見交換会
	18:00～20:00 頃		観光事業者との意見交換会

※なお、上記は現時点での予定であり、変更となる可能性があるため留意すること。

5 実施内容詳細

（1）【ロサンゼルス・ホノルル共通】現地旅行会社へのセールスコール

上記「4 実施概要」記載の日時内に、県内観光事業者を帯同した現地旅行会社へのセールスコールを実施すること。

- ① 委託内容：訪問先のリストアップ及びアポイント取得、事前調整

- ・ 各現地旅行会社の特徴や旅行商品の取り扱い状況等を踏まえた上で、企画提案時においてセールスコールに有効な旅行会社（ツアーオペレーター）を提案するとともに、アポイントメントの取得及び訪問先との事前調整を行う。また、6 (8)②のとおり、移動車両についても手配すること。
- ・ 10 団体 30 名程度を 2 班（移動車両 2 台）に分けて訪問を実施し、訪問先の旅行会社数については、ロサンゼルスで 8 社以上、ホノルルで 4 社以上を実施すること。

(2) 【(10/29) ロサンゼルス】観光セミナー・商談会

① スケジュール案

時間	内容
(9:00)	会場設営・最終確認・リハーサル
10:00 (30 分程度)	観光セミナー
10:30 (2 時間程度)	商談会 (13 分で 1 セット×10 セット)
13:00 (1 時間程度)	ネットワーキング交流会
14:00	終了
(15:00)	撤収

② 観光セミナー・商談会

(ア) 参加者数（最大 80 名 程度）

- ・ 旅行会社（リテールエージェント） 40 名以上（48 名未満）
- ・ 長野県観光事業者 15 社 30 名
- ・ その他（JNTO ロサンゼルス事務所） 2 名

(イ) 【観光セミナー】実施形式

- ・ 主催者より開会の挨拶を行い、続いて、長野県米国観光レップ事務所によるプレゼンテーションを実施すること。

(ウ) 【商談会】実施形式

- ・ 商談テーブルは約 15 卓を用意すること。
- ・ 商談は「旅行会社固定・観光事業者移動方式」により実施し、観光事業者が各テーブルを順に回り、着席している旅行会社と商談を行うこと。
- ・ 商談は 1 セット 13 分（商談 10 分、移動 3 分）とし、「10」セットを実施すること。
- ・ 5 セット終了後には 15 分間の休憩を設けること。

③ ネットワーキング交流会

(ア) 参加者数（最大 85 名 程度）

- ・ ②（ア）に加えて、その他（観光事業者、長野県職員） 5 名程度を追加

(イ) 実施形式

- ・ビュッフェ形式での提供とすること。
- ・県産品を活用した料理及びドリンクを人数分提供すること。
- ・冒頭にて、提供する料理・ドリンクの内容について説明を実施すること。
- ・イベントの締めくくりに、各観光事業者からの景品提供によるラッキーードローを実施すること。

(3) 【(10/29) ロサンゼルス】現地機関との意見交換

① スケジュール案

時間	内容
14:30 (1 時間程度)	現地機関との意見交換

② 参加者数 (最大 40 名 程度)

- ・現地機関 (JNT0 ロサンゼルス事務所) 2 名
- ・長野県観光事業者 30 名
- ・長野県職員 4 名
- ・その他 (長野県米国観光レップ事務所) 2 名

③ 実施形式

- ・名刺交換、JNT0 によるブリーフィング、自社の紹介および意見交換を実施する。

(4) 【(10/29) ロサンゼルス】現地メディア取材

① スケジュール案

時間	内容
15:00 (1 時間程度)	現地メディア取材

② 参加者数 (最大 7 名 程度)

- ・現地メディア 1 名
- ・長野県職員 4 名
- ・その他 (長野県米国観光レップ事務所) 2 名

③ 実施形式

- ・現地メディア、長野県職員、観光レップ事務所 (通訳) の三者が同席し、インタビューを実施する。

(5) 【(10/30) ホノルル】現地旅行会社へのセールスコール

- ・「5 実施内容詳細」(1) 記載の通り

(6) 【(10/31) ホノルル】セミナー・商談会

① スケジュール案

時間	内容
(9:00)	会場設営・最終確認・リハーサル
10:00 (30 分程度)	観光セミナー
10:30 (2 時間程度)	商談会 (10 分で 1 セット×10 セット)
13:00 (1 時間程度)	ネットワーキング交流会
14:00	終了
(15:00)	撤収

② 参加者数

(ア) 参加者数 (最大 80 名 程度)

- ・旅行会社 (リテールエージェント) 40 名以上 (50 名未満)
- ・長野県観光事業者 15 社 30 名

(イ) 【観光セミナー】実施形式

- ・ロサンゼルスと共通

(ウ) 【商談会】実施形式

- ・商談テーブルは約 15 卓を用意すること。
- ・商談は「旅行会社固定・観光事業者移動方式」により実施し、観光事業者が各テーブルを順に回り、着席している旅行会社と商談を行うこと。
- ・商談は 1 セット 13 分 (商談 10 分、移動 3 分) とし、「10」セットを実施すること。
- ・5 セット終了後には 15 分間の休憩を設けること。

③ ネットワーキング交流会

(ア) 参加者数 (最大 85 名 程度)

- ・② (ア) に加えて、その他 (観光事業者、長野県職員) 5 名程度を追加すること。

(イ) 実施形式

- ・ビュッフェ形式での提供とすること。
- ・県産品を活用した料理及びドリンクを人数分提供すること。
- ・県産米 PR を目的とした「県産米ブース」を設置し、県産品を使用したメニュー (例: おにぎり等) を提供する。ブース運営に係るスタッフについては、県で手配を行うが、県産米の購入費用として、50,000 円 (税込) を事業費へ含めること。なお、県産米の手配にあたっては現地流通事業者及び県農政部との調整に対応すること。
- ・冒頭にて、提供する料理・ドリンクの内容について説明を実施すること。
- ・イベントの締めくくりに、各観光事業者からの景品提供によるラッキー

ローを実施すること。

(7) 【(10/31)現地機関との意見交換会】

① スケジュール案

時間	内容
14:00 (30 分程度)	意見交換会

② 参加者数

・10 名程度

(8) 【(10/31) 観光事業者との意見交換会】

① スケジュール案

時間	内容
18:00 (2 時間程度)	意見交換会

② 参加者数

・40 名程度

6 業務委託内容

(1) 【セミナー・商談会】会場手配

- ① ロサンゼルス市内の会場として、委託者が予約済みの JAPAN HOUSE Los Angeles (5 階サロン) および日本食レストラン「UKA」の利用を指定とする。また、ネットワーキング交流会におけるランチ提供は、「UKA」のケータリングサービスを利用すること。
- ② ホノルル市内において実施する商談会については、適切な会場を手配すること。会場の選定にあたっては、以下の点に留意するものとする。
 - (ア) 県幹部が出席するイベントとしてふさわしい一定の格式を有すること
 - (イ) 立地および交通アクセスに優れていること
 - (ウ) 県産品を活用したメニューの提供が可能であること
 - (エ) 招待予定の現地旅行会社の嗜好等に配慮されていること

例) Prince Waikiki

Moana Surfrider, A Westin Resort & Spa, Waikiki Beach

(2) 【セミナー・商談会】旅行会社等のリストアップ及び招待

- ① 下記表 1・2 のとおり、長野県米国観光レップ事務所が両都市における旅行会社・メディアに関する招待状発送リスト、案内発送、申込受付までの作業を実施することから、同事務所への再委託費用 (75 万円) 及びメディアへの広告

掲載費用（180 万円）として、合計 255 万円（税込）を事業費へ含めること。

- ② ホノルルのセミナー・商談会においては、受託事業者は、表 1・2 に記載した人（社）数を達成するよう旅行会社及びメディアのリストアップ・招待を行うこと。なお、企画提案時において、各会場における招待候補者リストを提示すること。招待者リストは観光事業者へ提供することから、現地の個人情報保護法令に則り、招待者から提供について許可を取得すること。撮影した映像・画像の著作権については委託者に帰属するものとなるよう調整を行うこと。
- ③ 開催案内、募集及び参加者の取りまとめ、商談・セミナーのスケジュール設定について、委託者（及び長野県米国観光レップ事務所）と 8 月 15 日（金）までに協議し、計画的に実施すること。なお、10 月 15 日（水）を目途として、招待する旅行会社及びメディアの申込状況を整理して、報告すること。
- ④ 旅行会社の参加に必要な措置を講ずること（例：駐車料金や交通費の負担など）
- ⑤ なお、当日のメディア対応については委託者にて行う。

（表 1）旅行会社のリストアップ及び招待に関する分担について

日時	内容	長野県米国観光 レップ事務所	受託事業者	備考
10 月 29 日 （水）	セミナー・ 商談会	40 人以上 （50 人未満）	—	
10 月 31 日 （金）	セミナー・ 商談会	30 人以上 （35 人未満）	10 人以上（※） （15 人未満）	1 社 2 名を 上限とする

（※）主として、「日系」のリテールエージェント及びツアーオペレーターを招待すること

（表 2）メディアのリストアップ及び招待に関する分担について

日時	内容	長野県米国観光 レップ事務所	受託事業者	備考
10 月 29 日 （水）	セミナー・ 商談会	メディア 1 社 1 名	—	広告露出料を 含む
10 月 31 日 （金）	セミナー・ 商談会	メディア 3 社 3 名	メディア（※） 2 社 2 名	ネットワーキ ング交流会か ら招待を想定

（※）主として、「日系」のメディアを招待すること

（3）【セミナー・商談会】当日の運営

- ① 日英双方で対応できる司会者を手配すること。
- ② ネットワーキング交流会におけるランチ、ドリンクを提供すること。なお、長

野県を効果的に PR するため、県産品を使用した飲食の提供等、観光に親和性の高い食を組み合わせ一体的な PR となるよう工夫すること。

- ③ 委託者や参加観光事業者の必要に応じて、セミナー・商談会で使用するパンフレット等の発送作業、会場搬入を行うこと。

(4) 【セールスコール】訪問先のリストアップ及びアポイント取得、事前調整 等

- ① 「5 実施内容詳細」における(1) 記載の通り、手配すること。

(5) 事前説明会の実施

- ① 8月29日(金)までを目途として、スケジュール、進行表、旅行会社招待者リスト、バスの乗車予定表等を含む運営マニュアルを作成すること。
- ② 9月12日(金)までを目途として、県内観光事業者を対象としてオンラインによる事前説明会を開催すること。上記、運営マニュアルを用いた説明を行うこと。
- ③ ロサンゼルス及びホノルルの最新動向や、招待する旅行会社の特徴、効果的な商談方法などの情報を説明すること。
- ④ 必要に応じて、県内観光事業者の参加準備に向けた個別相談に別途応じること。

(6) 運営体制の整備

- ① 当日の受付や案内、機材操作支援、サーバー等、運営に必要な人員を手配すること。なお、参加する観光事業者の通訳費用は自己負担とするが、必要に応じて通訳の手配リクエストに対応すること。

(7) 事後フォローアップ

- ① セールスコール、セミナー・商談会の終了後、11月5日(水)までに観光事業者の営業資料(電子媒体)、委託者が指示する資料及び情報を取りまとめ、11月7日(金)までを目途に旅行会社へフォローアップメールを送ること。
- ② 事業成果を把握するために必要な項目を記載するとともに、9月19日(金)までを目途として、アンケートの素案を提案すること。なお、旅行会社向けのアンケートについては当日中に実施し、参加した旅行会社の8割以上から回収すること。また、セミナー・商談会後に観光事業者へアンケートを実施し、全員から回収すること。
- ③ 令和8年2月6日(金)を目途として、商品造成件数・メディア掲載件数を把握するためのフォローアップ調査を実施し、本事業の効果を計測すること。

(8) その他

① 下記表3に関して、会場を手配すること。

なお、観光事業者との意見交換会については、参加する観光事業者から参加費用実費を徴収すること。

(表3) 意見交換会等の会場手配について

日時	内容	備考
10月29日 (水)	現地機関との意見交換会	セミナー・商談会場の一室 (UKA) を想定
	現地メディア取材	同上
10月31日 (金)	現地機関との意見交換会	セミナー・商談会場の一室を想定
	観光事業者との意見交換会	市内の飲食店を想定 10月29日へ変更可能性あり

② 下記表4に関して、移動車両を手配すること。

旅行会社訪問にあたっては、各バスに県職員を1名乗車させることとする。
また、10月20(月)を目途として、車両番号やバス運転手の連絡先等の情報は、事前に委託者へ通知することとする。なお、移動車両を利用する観光事業者には、応分の費用負担を求めることとする。費用負担額については、委託者と協議の上で決定し、事業終了後、受託者が観光事業者と精算業務を行うこととする。

(表4) 移動車両の手配について

日時	内容	備考
10月28日 (火)	旅行会社訪問	人数：30名程度(15名×2台) 区間：ホテル⇄旅行会社(往復)
10月29日 (水)	観光セミナー・商談会(※1)	人数：35名程度(1台も可) 区間：ホテル⇒会場(片道)
10月30日 (木)	旅行会社訪問(※2)	人数：30名程度(15名×2台) 区間：ホテル⇄旅行会社(往復)

(※1) 県職員がバスへ乗車しないため、受託者で乗車人員の確認を行うこと。

(※2) 旅行会社がホテル(ワイキキ周辺を想定)より徒歩圏内の場合、不要。

③ 日本国内のメディアへ資料提供をするため、動画及び静止画を撮影するプロのカメラマンを用意し、撮影を行い、ニュース原稿とともに国内メディアメディアへ提供をすること。実施場所は、ロサンゼルス又はホノルルのどちらか1

か所として、委託者と協議の上で、決定とする。なお、企画提案時において、資料提供可能なメディアを提示すること。

- ④ 費用の積算において、下記表 5 の項目を予め含めること。

(表 5) 費用の積算に含める項目について (計 260 万円 (税込))

項目	金額	仕様書関連記述
ネットワーキング交流会（ホノルル）の県産米 PR ブースにおいて使用する県産米購入費用として	50,000 円 (税込)	5 (6) ③ (イ)
長野県米国観光レップ事務所への再委託費用（旅行会社及びメディアの招待）として	750,000 円 (税込)	6 (2) ①
長野県米国観光レップ事務所への再委託費用（メディア広告掲載費用）として	1,800,000 円 (税込)	6 (2) ①

- ⑤ スケジュール設定において、下記表 6 を予め含めること

(表 6) スケジュール期限を定める項目について

日時	内容	仕様書上記載
8 月 15 日 (金)	商談会等に係るスケジュール協議	6 (2) ③
8 月 29 日 (金)	運営マニュアルの作成	6 (5) ①
9 月 12 日 (金)	オンライン事前説明会	6 (5) ②
9 月 19 日 (金)	アンケート素案の作成	6 (7) ②
10 月 15 日 (水)	旅行会社及びメディア参加予定者の報告	6 (2) ③
10 月 20 日 (月)	バスの車両番号等の事前通知	6 (8) ②
11 月 5 日 (水)	営業資料等のとりまとめ	6 (7) ①
11 月 7 日 (金)	フォローアップメール配信	6 (7) ①
2 月 6 日 (金)	フォローアップ調査	6 (7) ③

- ⑥ 企画提案時には、表 7 の内容をあらかじめ提案に含めること

また、事業を効果的に執行するために、独自提案がある場合はあわせて提案を行うこと。

(表 7) 企画提案時に提案を含める項目について

項目	仕様書上記載
セールスコールに有効な旅行会社	5 (1)

セミナー・商談会（ホノルル）における旅行会社・メディアの招待候補者リスト	6（2）②
資料提供可能な国内メディア	6（8）③

⑥ 上記（1）～（8）の進行にあたっては、監督職員の下承を得た上で進めること。

（9）報告書の作成

本事業に関する事業記録（記録写真の撮影等）やアンケート結果等をまとめて報告書に記載すること。内容は下記を含めること。

【項目】

- ・事業概要
- ・セミナー・商談会参加者リスト
（会社名、特徴、役職、氏名、メールアドレス、住所、会社HP）
- ・旅行会社訪問時の商談記録
- ・当日の様子（写真画像を含む）
- ・成果指標と実績 ※成果指標は下記「7」参照
- ・アンケートの集計内容・分析・提言
- ・事業実施に伴う課題の分析
- ・その他委託者が指示したもの

【提出先】

長野県観光スポーツ部 観光誘客課（国際観光推進担当） 山岸

【提出期限】

令和8年3月6日（金）まで

7 成果指標

成果指標は表8に記載の通りとする。

（表8）本事業に関する成果指標について

内容	成果指標	達成数値	備考
10/28（火） セールスコール	旅行会社訪問数 （主として、ツアーオペレーター）	8社以上 （10社未満）	10団体程度を2班へ分割、各班で4社以上を訪問する（以下、共通）
	商談件数	40件以上 （50件未満）	
	旅行商品造成本数	2本以上	4段階評価において

			(完了、造成中、造成見込、造成なし)造成見込以上を2本以上とする。(以下、共通)
10/29 (水) セミナー・ 商談会	旅行会社招待者数 (※1) (主として、リテールエージェント)	40人以上 (48人未満)	長野県米国観光レップ事務所の対応
	商談件数	300件	(旅行会社2名/1テーブル)×15テーブル×10ラウンド
	参加者満足度 (観光事業者・旅行会社へ実施)	80%以上	4段階評価中、上位2評価の合計とする (以下、共通)
	旅行商品造成本数	3本以上 (造成見込以上)	
10/29 (水) メディア取材	メディア取材 (※2)	1社以上	長野県米国観光レップ事務所の対応
	広告露事 (※2)	1本以上	
10/30 (木) セールスコール	旅行会社訪問数 (主として、ツアーオペレーター)	2社以上 (4社未満)	
	商談件数	10件以上 (20件未満)	
	旅行商品造成本数	1本以上	
10/31 (金) セミナー・ 商談会	旅行会社招待者数 (※1) (主として、「非日系」のリテールエージェント及びツアーオペレーター)	30人以上 (35人未満)	長野県米国観光レップ事務所の対応
	旅行会社招待者数 (主として、「日系」のリテールエージェント及びツアーオペレーター)	10人以上 (15人未満)	1社あたり2名までを上限とする。

	商談件数	300 件	(旅行会社 2 名/1 テーブル) × 15 テーブル × 10 ラウンド
	メディア招待者数 (※2) (主として、「非日系」のメディア)	3 社 3 名	長野県米国観光レップ事務所の対応
	メディア招待者数 (主として、「日系」のメディア)	2 社 2 名	ネットワーキング交流会の取材を想定
	参加者満足度 (観光事業者・旅行会社へ実施)	80%以上	
	旅行商品造成本数	3 本以上 (造成見込以上)	
	メディア掲載本数	2 本以上	米国内の露出とする
その他	メディア掲載本数	1 媒体以上	国内又は長野県内民放各社の露出を想定とする

(※1) 長野県米国観光レップ事務所において、招待状発送リスト、案内発送、申込受付を実施

(※2) 長野県米国観光レップ事務所において、取材者調整、当日対応、広告露出を実施

8 事業実施上の注意点

- (1) 本事業の開始から終了までの間、事業を統括する責任者(以下「統括責任者」という。)を配置した実施体制図を示すとともに、統括責任者は、各種実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施の為、適宜、県と連絡調整を行うこと。なお、ロサンゼルス・ホノルル現地担当者も含めた実施体制図を作成すること。
- (2) 受託者は、業務開始にあたり、作業の詳細な実施内容や作業の進め方・方法、役割分担、各種資料の提出時期等を明記した「業務工程表」を、委託者に提出すること。また、受託者は業務の進捗状況等を適切に管理し、工程に変更が生じた場合は、適宜、委託者と協議の上、業務工程表を変更し再提出すること。
- (3) 緊急事態が発生した場合、統括責任者は県と協議の上、すみやかに解決を図ること。
- (4) 再委託の扱い
 - ①受託者は、その責任において、各個別業務の一部を第三者(委託者が指定する再委託先も含む。)に再委託することができる。但し、受託者は委託者が要請した場合、再委託先の名称及び住所等を委託者に報告するものとし、委託者において当該第三者

に再委託することが不適切となる合理的な理由が存する場合、委託者は受託者に、書面により、その理由を通知することにより、当該第三者に対する再委託の中止を請求することができる。

②前項但書により、委託者から再委託の中止の請求を受託者が受けた場合は、作業期間若しくは納期又は委託料等の個別契約の内容の変更については、別途、委託者及び受託で協議して定めるものとする。

③受託者は当該再委託先との間で、再委託に係る業務を遂行させることについて、本契約に基づいて受託者が委託者に対して負担するのと同様の義務を、再委託先に負わせる契約を締結するものとする。

④受託者は、再委託先の履行について委託者に帰責事由がある場合を除き、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負うものとする。但し、委託者の指定した再委託先の履行については、受託者に故意又は重過失がある場合を除き、責任を負わない。

(5) 著作権の取扱い

① 本委託業務の実施による文章、画像、イラスト、その他一切の著作物について、委託者が他の用途（例：広報物、PR施策での活用等）で使用する場合も無償で使用するようにすること。

② 第三者が持つライセンス、著作権関連の権利、知的財産権を侵害しないよう、受託者の責任において調整を行いながら実施すること。利用にあたっては、著作権元の承認を得るとともに、権利料や使用料等諸費用が発生する場合は、受託者が負担すること。

(6) 個人情報の取扱い

当事業において収集及び取り扱う個人情報は「個人情報の保護に関する法律」を準用するとともに、個人情報に関する法令を順守し、適正に取り扱うものとする。

9 監督職員

長野県観光スポーツ部 観光誘客課（国際観光推進担当） 山岸